



身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）

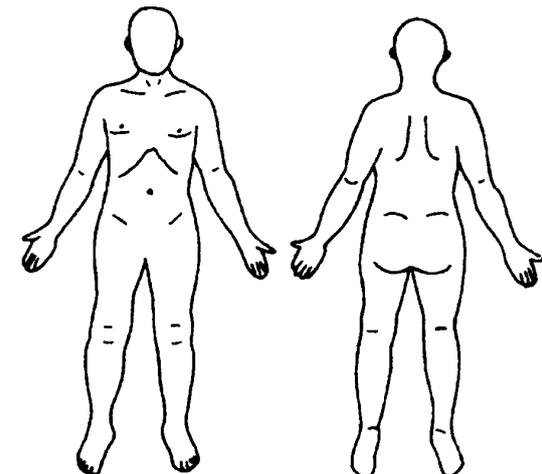
氏 名	年 月 日生（ ）歳	男 ・ 女												
住 所														
① 障害名（部位を明記）														
② 原因となった 疾病・外傷名		交通，労災，その他の事故，戦傷，戦災， 自然災害，疾病，先天性，その他（ ）												
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所														
④ 参考となる経過・現症（画像診断及び検査所見を含む。）														
人工関節等置換術予定 有（ 年 月 ） ・ 無 障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日														
⑤ 総合所見（障害の程度を詳細に記入。）														
[ 将来再認定 要（軽症化・重症化） ・ 不要 ] [ 再認定の時期 年 月 ]														
⑥ その他参考となる合併症状														
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名														
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する（ 級相当） ・ 該当しない		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:30%;">内訳</td> <td style="width:30%;">等</td> <td style="width:40%;">級</td> </tr> <tr> <td>上肢</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td></td> <td>級</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと</p>	内訳	等	級	上肢		級	下肢		級	体幹		級
内訳	等	級												
上肢		級												
下肢		級												
体幹		級												
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、明石市社会福祉審議会から改めて照会する場合があります。														

## 肢体不自由の状況及び所見

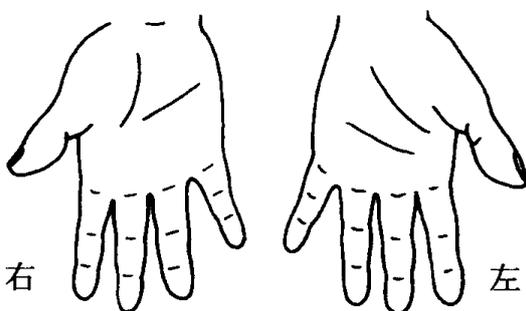
◆神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入）

1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起 因 部 位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形 態 異 常：なし・あり

### 参 考 図 示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握 力 kg	



<切断の場合>

上腕切断	健側上腕長	c m
	患側断端長	c m
大腿切断	健側大腿長	c m
	患側断端長	c m
下腿切断	健側下腿長	c m
	患側断端長	c m

×変形 ■ 切離断 ▨ 感覚障害 ▨ 運動障害

※計測法は下記参照

注：切断の場合は、前腕、上腕、大腿、下腿の1/2以上か否か（手指の場合はPIP・IPの有無）を明記して下さい。

計 測 法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘→（径骨）内果

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）

下腿周径：最大周径

<切断の場合>

（上腕切断）

健側上腕長：腋窩線→上腕骨外上顆

患側断端長：腋窩線→断端

（大腿切断）

健側大腿長：坐骨結節→膝関節裂隙

患側断端長：坐骨結節→断端

（下腿切断）

健側下腿長：膝関節裂隙→脛骨内果

患側断端長：膝関節裂隙→断端

◆動作・活動

自立 - ○ 半介助 - △ 全介助又は不能 - ×、( ) の中のものを使う時はそれに○

寝がえりする		
あしをなげ出して座る(背もたれ、支え)		
椅子に腰かける(背もたれ、支え)		
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)		
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)		
洋式便器に座る		
排泄のあと始末をする		
(箸で) 食事をする(スプーン・自助具)	右	左
コップで水を飲む	右	左
シャツを着て脱ぐ		
ズボンをはいて脱ぐ(自助具)		
ブラシで歯をみがく(自助具)	右	左
顔を洗いタオルで拭く		
タオルを絞る		
背中を洗う		
二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)		
屋外を移動する(家の周囲程度)(杖、松葉杖、車椅子)		
公共の乗物を利用する		

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので ( ) の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

◎ 歩行能力及び起立位の状況 (該当するものを○で囲む)

- (1) 歩行能力 [補装具なし] : 正常 ・ m・km 程度 ・ 不能  
 ※補装具 ( ) 使用で m・km 程度
- (2) 起立位保持 [補装具なし] : 正常 ・ 分程度 ・ 不能  
 ※補装具 ( ) 使用で 分程度

◎ パーキンソン病の状態 (当該疾病患者のみ記載)

- (1) 診断時、服薬等でのコントロール状態であったか (はい・いいえ)
- (2) 1 日の中でのオン/オフにより状態が大きく変化する場合 オン ( ) %・オフ ( ) %/日

※ パーキンソン病に係る認定で服薬によって状態が変化する場合は、原則として服薬によってコントロールされている状態をもって判断することとしています。

# 関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT) (申請にかかる部分はすべて記載する)

筋力テスト( )		関節可動域	筋力テスト( )		関節可動域	筋力テスト( )	
右	( ) 前屈		後屈( )	頸	( ) 左屈		右屈( )
	( ) 前屈		後屈( )	体幹	( ) 左屈		右屈( )
	( ) 屈曲		伸展( )	肩	( ) 伸展		屈曲( )
	( ) 外転		内転( )	肩	( ) 内転		外転( )
	( ) 外旋		内旋( )	肩	( ) 内旋		外旋( )
	( ) 屈曲		伸展( )	肘	( ) 伸展		屈曲( )
	( ) 回外		回内( )	前腕	( ) 回内		回外( )
	( ) 掌屈		背屈( )	手	( ) 背屈		掌屈( )
	( ) 屈曲		伸展( )	中手指節(MP)	( ) 伸展		屈曲( )
	( ) 屈曲		伸展( )	中手指節(MP)	( ) 伸展		屈曲( )
( ) 屈曲		伸展( )	中手指節(MP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	中手指節(MP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	中手指節(MP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	近位指節(PIP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	近位指節(PIP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	近位指節(PIP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	近位指節(PIP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	近位指節(PIP)	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 屈曲		伸展( )	股	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 外転		内転( )	股	( ) 内転		外転( )	
( ) 外旋		内旋( )	股	( ) 内旋		外旋( )	
( ) 屈曲		伸展( )	膝	( ) 伸展		屈曲( )	
( ) 底屈		背屈( )	足	( ) 背屈		底屈( )	

※筋力の記載方法については注4参照

備考

- 注：
1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
  2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
  3. 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〘)を引く。
  4. 筋力については、表( )内に×△○印を記入する。  
 ×印は、筋力が消失または著減(筋力0, 1, 2 該当)  
 △印は、筋力半減(筋力3 該当)  
 ○印は、筋力正常またはやや減(筋力4, 5 該当)
- なお、筋力の程度をより詳細に示す必要がある場合、0~5の数値を×△○印の横に補記するものとする。
- 例示 2(x) 伸展 屈曲(○) 4
5. (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
  6. DIP その他手の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
  7. 図中ぬりつぶし部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。